

様式第二十三(第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

大阪府

整理番号	整-R4-6	指定年月日・指定番号	令和5年3月9日 指-102号	所在地	四條畷市大字清滝1050番1、1050番2、1051番から1053番まで、1055番、1056番、1060番2、1068番、1081番、1085番、1086番、1088番、1089番、1090番、1094番から1098番まで、1099番1及び1099番2の各一部	
調製・訂正年月日	令和5年3月9日調整					
形質変更時要届出区域の概況	事業所跡地			面積	2762.11 m ²	
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨	法第14条第3項の規定に基づき指定					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類						
土壤汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置						
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあっては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和5年1月27日	水銀及びその化合物		含有量基準	溶出量基準・第二溶出量基準	株式会社総合水研究所
	令和5年1月27日	鉛及びその化合物		含有量基準	溶出量基準・第二溶出量基準	株式会社総合水研究所
	令和5年1月27日	砒素及びその化合物		含有量基準	溶出量基準・第二溶出量基準	株式会社総合水研究所
				含有量基準	溶出量基準・第二溶出量基準	株式会社総合水研究所
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壤搬出	汚染土壤の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	
					有・無	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壤の汚染状態」については、土壤その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。